

習志野市農業委員会総会議事録

平成26年第3回習志野市農業委員会総会は平成26年3月24日（月）J A千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時より

1. 委員の出欠席 18名中 13名出席 欠席 4名

※ 16番は欠番

委員氏名 （網掛けは欠席委員）

1 番 村山 龍平	2 番 三代川 正夫	3 番 中台 孝政
4 番 木村 静子	5 番 飯生 良	6 番 斉藤 健次
7 番 市瀬 健治	8 番 海老原 健治	9 番 田久保 武士
10 番 伊藤 和彦	11 番 相原 和幸	12 番 吉野 吉雄
13 番 塩田 幸太郎	14 番 合間 正秋	15 番 三橋 久吉

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 8 番 海老原 健治 9 番 田久保 武士

1. 議案審議結果

上 程 10件 承 認 10件 不 承 認 0件 審 議 未 了 0件

1. 閉会時間 午 前 11時30分

1. 付議事項

- ・ 議案第 7 号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・ 議案第 8 号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・ 議案第 9 号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・ 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・ 議案第11号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について
 - ・ 議案第12号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
 - ・ 議案第13号 習志野市農用地利用集積計画第1号（案）について
 - ・ 議案第14号 習志野市都市計画審議会委員の推薦について
-
- ・ 報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
 - ・ 報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 長	皆様、お早うございます。 只今より平成２６年 第３回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。 只今、平成２６年習志野市議会第１回 定例会開催中のため、 選任委員の４番 木村 静子委員、７番 市瀬 健治委員、 １１番 相原 和幸委員の３名より欠席の報告をいただいています。 また、６番 斉藤 健次委員からも欠席の報告をいただいています。 よって４名の欠席者と １名の欠員を含め１８名中 １３名の出席であり、本日の総会は成立いたしました。 つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」第２６条の規定により 議長より指名させていただきます。 ８番 海老原 健治委員、９番の田久保 武士委員の両名を 指名いたしますので宜しく、お願いいたします。 本日の議案の上程件数は８件を予定していましたが、 習志野市長より、急きょ生産緑地のあっせんについて 審議の依頼がありました。 皆様にご承認いただき、２件の案件を追加したいと思います。 宜しいでしょうか。
各委員	・・・・・・各委員 異議なしの声・・・・・・
議 長	各議案につきましては、皆様で積極的に意見を出していただき 慎重審議をお願いします。 現地調査につきましては、 多くの方の参加をいただき ありがとうございました。 議案第７号 農地法第３条の規定による許可申請について 事務局より議案説明を求めます。
事務局長	議案第 ７ 号 農地法第３条の規定による許可申請について

事務局長	下記のとおり農地法施行規則第10条の規定による許可申請書の提出があつたので、許可について審議を求める。 平成26年 3月24日提出 1 申請地の所在、面積 (1) ●●●● 習志野市●●●●丁目●●●●番● ●●●㎡ (仮換地：街区番号●● 画地番号● ●●●㎡) (2) ●●●●●● ① 習志野市●●●●丁目●●●●番● ●●●●㎡ ② 習志野市●●●●丁目 ●●●●番 ●●●●㎡ ③ 習志野市●●●●丁目●●●●番 ●●●●㎡ (仮換地：街区番号●● 画地番号● ●●●●㎡) 登記面積 ●●●●●㎡ 仮換地後面積 ●●●●●㎡ 2 権利の内容 使用貸借権設定 3 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●●●●丁目●●番●●号 ●●●●●●●●●●●●●●●● ●●●●●● 譲渡人 習志野市●●●●丁目●●番●●号 ●●●●● 〃 ●●●●●●
議長	事務局、ご苦労様でした。 次に、現地調査報告をお願いします。 2番の三代川 正夫委員をお願いします。
三代川委員	議案第7号「農地法第3条の許可申請について」調査報告をさせていただきます。 調査は、平成26年3月14日に、廣瀬会長他、地元農業委員他7名と事務局職員2名で行って参りました。 今回の調査は、●●●●丁目●●●●●・●●●●●●さん所有の農地を、●●●●●●さんへ農地法第3条により使用貸借権を設定するものです。 案内図にもありますとおり、今回借りる農地の近くには、●●●●●さんの生産緑地があり、また道路を隔てた●●●●●丁目にも●●●●●栽培をしている農地もあって、耕作する上で大変都合が良いとのことでした。

三代川委員	●●●●●さんは年齢も若く農協の青壮年部長の経験もされておりますし、直売所もされています。又、若手数名と地元のスーパー５箇所においても野菜の供給をするなど、熱心に農業に従事されていて、今後も規模拡大を行う意向と聞いております。 また、●●●●●さんにおきましては、農地が複数箇所あり管理が難しいなど、また●●●●●さんにおかれましては、高齢であり借り手を探していたと聞いております。 以上、議案第７号の調査報告とさせていただきます。 よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	三代川委員、調査報告ご苦労様でした。 次に、事務局より議案第７号の詳細説明を求めます。
事務局	現地写真をご覧くださいながら説明させていただきます。 ・・・案内図・公図の写し・仮換地図により申請地の確認と説明・・・ 今回は申請地（生産緑地）を３条により●●●●●さんに使用貸借でお貸しするという議案になります。 参考資料での説明になりますが、理由につきましては三代川委員さんの説明のとおりです。 ３条に必要な農家要件等ですが、農地の耕作面積等については、借受人の●●●●●さんは、現在●●●●●㎡所有していて、今回●●●●●㎡（区画整理前の数値）借入しますので、経営地が●●●●●㎡、約●●アールとなります。譲渡人の●●さんにつきましては、自作地●●●●●㎡貸付地が●●●●●㎡（区画整理前の数値）ということで経営地が●●●●●㎡となります。 従事日数につきましては申請により●●●●●さん、妻の●●さん年間３５０日です。 農機具等の保有台数は、お父さんの●●●●●さんと共有となりますが噴霧器、自動車、耕運機、管理機は記載のとおりとなっております。 年間作付け計画や、販売方法につきましてはいろいろな野菜をインショップにより、スーパー５箇所に販売する。年間収支計画では生産経費●●●万円、生産収益●●●万円ということです。 また、案内図で１４番が申請地で隣接の１５番が●●●●●さんの農地でここであれば一体として利用できることと、近くにハウスもあることから併せて経営できるということがポイントであると思います。
議 長	権利の設定、期間はどのくらいですか。
事務局	平成２６年４月１日から３年間ということで、許可後、両者で文書を交わす予定と聞

	いております。
議 長	只今より議案第 7 号の審議に入ります。 議案の現地調査報告と詳細な説明を踏まえ 質問等のある方は、挙手願います。 私の方から一言、農業委員会が主となって、三世代の意見交換会を開催しました。青年部として参加し意見を発表し、三代川委員からもインショップ等で若手で頑張っているというお話がありました。父親から独立し農業に従事していきたいと、若手が土地を借りてやっていく。私としては非常に良いことではないかと思いました。 そのように何か関連した意見などありましたら願います。 飯生良委員、何かありますか。
飯生良委員	若手農業者が規模拡大を行う事は、習志野市の農業にとって良い事だと思います。
議 長	他に質問等が無ければ採決に入りますが、 事務局より補足説明などあれば願います。
事務局	特にないです。
議 長	議案第 7 号の採決に入ります。 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員の賛成 を持ちまして、 議案第 7 号は可決されました。 事務局は、早速手続きをお願いします。 続きまして、議案第 8 号に入りますが、 議案第 8 号および議案第 1 0 号は、 議案第 9 号の開発に伴う案件に関連しますので 議案第 9 号を先に行うことで 議案第 8 号と議案第 1 0 号の関係がより判断しやすくなります。 従って、議案第 9 号を先に行います。 議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議 長	事務局確認してください。
事務局	この件につきましては、消防本部と打ち合わせした報告の中に、消防の水利については本事業規模から消火栓一基及び防火水槽一基の設置の指導があり、消防水利包括図の提出により消火栓が近傍住宅地に相当数設置されており、事業地を包括しているため、消火栓については検討した結果、設置せず、防火水槽については新設公園内に一基設置することで確認し、了解を得たとなっております。
議 長	質問等が無ければ、審議を終了し採決に入ります。 議案第 9 号 農地法第 5 条の許可申請について 賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 賛成多数 を持ちまして、 議案第 9 号は可決されましたので、 許可相当として県に進達いたします
事務局長	続きまして、議案第 8 号に戻り 農地法第 3 条の規定による許可申請について 事務局より、議案の朗読をお願いします。 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第 1 0 条の規定による許可申請書の提出があつたので、 許可について審議を求める。 平成 2 6 年 3 月 2 4 日提出 1 申請地の所在、面積 習志野市●●●●丁目●●●●番の一部 1,0 1 5 m ² のうち 1 5 8.2 1 m ² 2 権利の内容 所有権移転 3 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●●●●丁目●●●番●●●号 ●●●●● 譲渡人 習志野市●●●●丁目 ●●番●●●号 ●●●●●
議 長	議案第 8 号の調査報告を 1 3 番の塩田 幸太郎委員よりお願いします

	株式会社 ●●●●●●●●●●●●●● 代表取締役 ●●●●● 譲渡人 習志野市●●●●●丁目●番●●号 ●●●●●● 習志野市●●●●●丁目●番●●号 ●●●●●●
議 長	議案第 1 0 号の調査報告を塩田 幸太郎委員よりお願いします
塩田委員	議案第 1 0 号について、現地調査報告をさせていただきます。 ●●●●●●●●●●●●●●の建売分譲住宅建設に伴い隣接農地の所有者である●●●●●●●●さん、●●●●●●●●さんの 2 人の農地について、分譲住宅の建設による被害防除として、農地に盛土を行い、整地を行ったうえで、農地造成を行うものです。 事業区域内から出される畑の土を使用し、他から搬入することはないとのことでした。 一時転用が平成 2 6 年 1 1 月 3 0 日までに終了し、その後は、農地として耕作を行っていくとのことでした。 以上、議案第 1 0 号の調査報告とさせていただきます。 よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	塩田委員、調査報告ご苦労様でした。 続きまして、議案第 1 0 号の詳細な説明を事務局よりお願いします。
事務局	参考資料ご覧ください。今回は農地法第 5 条の規定による許可申請についての 一時転用です。 期間は先程説明にもありましたとおり平成 2 6 年 1 1 月 3 0 日までとなります。 目的は農地造成です。隣接地の建売分譲住宅の計画に伴い申請地に土砂を搬入して埋立て工事を行い、工事完了後は畑として利用するということです。 添付書類として農地復元誓約書及び作付け計画書を提出していただいております。 他法令の埋立てについては搬入する土砂は隣接の事業区画から発生する土砂で場内処理をするので小規模埋立て事業に該当する埋立てでは行わないという事で工事に係る経費はすべて●●●●●●●●●●●●●●の事業計画の費用で行なうということになっています。
議 長	農地法第 5 条について簡単に説明してもらえますか。
事務局	農地法第 5 条につきましては、第 3 条は所有権移転とか農地の貸し借りですが、4 条 5 条につきましては農地を農地以外に転用する場合に使います。第 4 条、第 5 条とも

	転用ですが、どこが違うかと言いますと第４条につきましては、土地の貸し借りをしないで自分で転用を行なうため権利の移動設定はありません。第５条の場合は権利移転や設定が伴うもので農地を売ったり、また、貸借等により権利の設定を行うなどの内容になります。 今回の第９号、第１０号の議案が一体となりますので、どちらも整っていないと許可相当にはならない、認められない事になります。 建売分譲と一体として、農地整備されていないと、許可は出来ないということになります。
議 長	これより、議案第１０号の審議に入ります。 ご意見・ご質問のある方は、挙手願います。 事務局、補足説明などありますか。
事務局	特にありません。
議 長	他に質問など無いようでしたら、採決に移ります。 議案第１０号 農地法第５条の規定による許可申請について賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。
議 長	賛成多数 を持ちまして、 議案第１０号は可決されました。 議案第９号・１０号は許可相当として県に進達いたします。 続いて、議案第１１号 農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請について事務局より議案の朗読および詳細な説明をお願いします。
事務局長	議案第 １１ 号 農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請書について 平成●●年●月●●日付け千葉県●●●●第●●●●号●●、第●●●●号●●、第●●●●号●●で建売分譲住宅（１１棟）として農地法第５条の規定による許可を受けた、習志野市●●●●丁目●●●番●の一部、●●●番●の一部、●●●番●の一部、●●●番の一部、●●●番の一部、●●●番●●●●番●の農地●●●●㎡

	に係る当初計画を変更するにあたり、県への送付について審議を求める。 平成２６年３月２４日提出 変更理由 建築部材の搬入遅れによる行程の遅延 申請者 習志野市●●●●丁目●●番●●号 ●●●●●●●●館２階 株式会社●●●●●●●● 代表取締役 ●●●●● 変更内容 工事期間の変更 工事期間 変更前（着工日 ２５年２月２３日 完了日 ２６年２月２８日） 変更後（着工日 ２５年２月２３日 <u>完了日 ２６年７月１５日</u>）
議長	只今、事務局より説明がありましたが、ご質問等有りましたら 挙手願います。 事務局、補足説明など有りますか。
事務局	現在８棟完成しているそうです。全体で１１棟の予定なので、あと３棟だそうです。
議長	他に質問等が無ければ、採決に入ります。 議案第１１号 農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請について 原案のとおり、変更を承認する方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員の賛成 を持ちまして、 議案第１１号の計画変更は原案のとおり承認されました。 続いて、議案第１２号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について を議題といたします。 事務局は議案の朗読と詳細な説明をお願いします。
事務局長	議案第１２号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について 所在地

	習志野市●●●●丁目●●●●番●、●●●●番●● 申請者 習志野市●●●●丁目●番●号 ●●●● 面 積 1 6 4 m² (●●●●番● 1 3 6 m²、 ●●●●番●● 2 8 m²) 所得権取得次期及び原因 平成2 4 年4 月1 2 日受付 原因： 昭和5 1 年2 月1 日 時効取得 農地でなくなった時期及びその詳細 3 0 年程前から駐車場として利用、尚、2 5 年程前から現状の舗装を施した。 申請者からの理由書よるものでございます。 農地転用許可はございません。 事実を立証する書面及び写真 写真につきましては、平成4 年1 月1 5 日撮影の航空写真です。 ●●●●株式会社より発行されたものでございます。 証明を受けようとする理由 この土地は、5 0 年以上前から、●●●●丁目●●●●が所有し●●●●が耕作 を続けていました。その後農地の譲渡についての話がありましたが、要件が 整わず所有権移転が出来ませんでした。 昭和5 1 年を原因日として平成2 4 年4 月に時効取得が成立しています。 相続により登記簿上では所有権は、●●●●氏となりました。 この農地の利用状況ですが、3 0 年程前からは、近隣の方の貸し駐車場とし て現在に至っております。地目変更を行うための農地法の許可を要しない証 明願を申請するものです。
事務局長	補足ですが、そもそも農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明というものは 本来であれば違反転用でございます。 農地法所定の許可を得ないまま、2 0 年以上経過し、なおかつ違反転用に対する処分 を受けないまま農地以外の土地になっている事か明白なものや、市民農園整備促進 法、農地法の規定による転用制限の例外とされているもの他に、2 アール未満の農業 用施設に供する場合などがあります。
塩田委員	議案第1 2 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」調査報 告をさせていただきます。 調査は、平成2 6 年3 月1 4 日に、廣瀬会長他、地元農業委員他7 名と事務局職員 2 名で行って参りました。

	案内図にもありますとおり、現地周辺には、住宅が立ち並んでおり、現在は駐車場としてコンクリートが敷かれております。 申請にもあるとおり、この場所は３０年ほど前から駐車場として利用されていたようです。 現在の所有者である●●●●さんは、平成１９年６月に、●●●●さんから相続により取得したとのことでした。 以上、議案第１２号の調査報告とさせていただきます。 よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	只今、事務局より議案第１２号について説明がありましたが不明な事やご質問等が有りましたら挙手願います。 事務局、補足説明など有りますか。
事務局	特にありません。
議 長	質問等が無ければ採決に入ります。 議案第１２号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について 証明書を発行するに当たり、ご異議等の無い方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員の賛成 を持ちまして、 議案第１２号は証明願について、同意することに決しました。 県に送付することといたします。
議 長	続いて、議案第１３号 平成２６年度 習志野市農用地利用集積計画第１号（案）について 事務局より、議案の朗読を求めます。
事務局長	議案第 １３ 号 平成２６年度習志野市農用地利用集積計画第１号（案）について 下記のとおり農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第１号（案）の提出があったので意見を求める。 平成２６年３月２４日提出

議 長	1 申請地の所在、面積 習志野市●●●●丁目●●●●番 2,704㎡のうち1,000㎡ 2 権利の内容 使用貸借権設定 3 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●●●●丁目●番●号 ●●●●● 譲渡人 習志野市●●●●丁目●●番●●号 ●●●●●●
田久保委員	次に、調査報告を9番 田久保 武士委員よりお願いします。 議案第13号の調査報告をさせていただきます。 調査につきましては、平成26年3月14日に農業委員7名と事務局2名、譲受人の●●●●●さんで立ち会いを行いました。 場所につきましては、案内図にあるとおり、●●●の●●●●●の前にある●●●さんの農地の一部を利用集積によって利用権の設定を行うものです。 ●●●さんの自宅と申請地は近いことから耕作する上で大変便利なこと、また●●●さんにつきましては高齢のため、規模縮小を考えていたとのことでした。 ●●●さんは、夫婦で農業に従事し●●●●丁目ではビニールハウスでの栽培を行っており、●●●●丁目の農地も利用集積により借りています。 以上で、議案第13号の調査報告とさせていただきます。 よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議 長	田久保委員、調査報告ご苦労様でした。 事務局より、議案第13号の詳細な説明を求めます。
事務局	議案第13号について参考資料により説明をさせていただきます。案内図をご覧ください。 ・・・案内図・公図により申請地の説明・・・ 今回はどういった内容かといいますと使用貸借権設定で期間は3年間。 利用集積計画第1号（案）が市長より提出があったので承認を求めるものです。 ・・・譲受人、譲渡人の所有する農地の面積・従事日数の説明・・・
議 長	これより議案第13号の質疑に入ります。 只今、事務局より説明がありましたが、この案件につきましては、●●●●●に係わる案件であります よって、習志野市農業委員会総会会議規則

	第 19 条 議事参与の制限により退席を求めます。 尚、●●●●に対し質問等有る場合は、呼びますので 議案第 13 号の採決が終わるまでの間、退席下さい。 退席までの間、暫時休憩いたします。
事務局	．．．．．●●●を別室へ案内．．．．．
議 長	休憩前に戻り、会議を開きます。 議案第 13 号の審議に移りますが、 ご意見・ご質問等の有る方は挙手願います。 村山委員どうぞ
村山委員	田久保さんの調査報告で私は良いと思いますが。
議 長	賛成意見ありがとうございます。 事務局、補足説明など有りますか。
事務局	先ず、この議案書の件名に平成 26 年度とありますが、今 25 年度ですが、今日こ で審議していただいて許可相当となった場合、農政課での手続きが完了するまで期間 がかかりますので、その後からの期間になりますので 26 年度とし、まだ確定してい ませんので（案）とさせていただきます。●●さんは●●●丁目でも利用集積 で借りています。5 月まで残りの期間がありますが通作的に距離が遠いこともありま して借り換えたいとお話も聞いております。両方を耕作する事ではなく実籾 2 丁目 は、期間が終了したところで違う方をお願いしたいという話を聞いております。
議 長	どうですか他にございますか。 他に質問等が無ければ、採決に入ります。 議案第 13 号 平成 26 年度 習志野市農用地利用集積計画第 1 号（案）について 賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員の賛成 を持ちまして、 議案第 13 号は習志野市長に対し賛成の意見として回答いたします。 事務局は、●●●●を席に案内してください。 ●●●●が席に着くまでの間、暫時休憩いたします。

事務局	・・・・・・・・●●●●、総会会場の席に着座・・・・・・・・
議 長	休憩前に戻り、会議を開きます。 続いて、議案第 1 4 号の 習志野市 都市計画審議会委員の推薦について 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	議案第 1 4 号 習志野市都市計画審議会委員の推薦について 平成 2 6 年●月●●日付け●●第●●●●号により、習志野市長から農業委員会会長あてに、習志野市都市計画審議会の委員の任期が平成 2 6 年 3 月 3 1 日をもって満了するため、農業委員会より 1 名の委員の推薦依頼があったので委員の選出を求める。 選出人数 1 名 委員の任期 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで また、農業委員さんの任期は平成 2 6 年 1 0 月 6 日ですのでその時点を持って退任届を出していただき、他の審議会と同様に 1 0 月 7 日に新たに決めて各種審議会委員を決定し提出することになっております。
議 長	皆様にお尋ねいたします。 都市計画審議会委員の推薦につきましてはどのように 取計らいでしょうか、何かご意見有りましたら 挙手願います。 はい、中台委員どうぞ。
中台委員	今、事務局からお話がありましたように任期が平成 2 6 年 1 0 月 6 日までという事で他の審議会委員も継続で任期までお願いしていることもあるので今回も三代川委員に任期までお願いしたらと思いますがいかがでしょうか。
議 長	只今、中台委員より習志野市都市計画審議会委員については 三代川 正夫委員に任期までの間、継続でお願いしたい旨の ご意見でございましたが、三代川委員いかがでしょうか。

三代川委員	はい、任期までやらせていただきます。
議 長	只今、三代川委員より継続承認を戴きましたので 農業委員の任期中お忙しいでしょうが宜しくお願いいたします。 次に、議案第 1 5 号・1 6 号の生産緑地のあっせんについてを 議題といたします。 審議につきましては、申請者が異なることから 別々に行いますが、議案説明につきましては 一括して議案説明をいたします。 それでは、事務局より議案第 1 5 号及び議案第 1 6 号の 議案説明を求めます。
事務局長	議案第 1 5 号・議案第 1 6 号ついて本日は追加議案として急きょ、上程させていただきました。 何故追加議案としたかと申しますと、市への回答の期限が 5 月 1 6 日までということで、回答するまでの手続きに約 2 ヶ月かかりますので、次回の総会ですと期限を過ぎてしまうため 追加議案とさせていただきました。 議案第 1 5 号 生産緑地のあっせんについて 所在地 習志野市●●●●丁目●●●番●●●●番● 申請者 習志野市●●●●丁目●●番●●号 ●●●●●● ●●●●●● 面 積 ●●●●㎡（約●●●●坪） 買取希望額 希望額 ●●●●●●●●●●円 ㎡単価 ●●●●●●●●●●円 坪単価 約 ●●●●●●●●●●円 用途地域 第一種中高層住居専用地域 （建ぺい率 6 0 %、容積率 2 0 0 %） 当初の申し出事由 平成 2 6 年第 2 回総会（2 月）において、議案第 5 号で生産緑地に 係る農業の主たる従事者についての証明願の申請を受け審議した結果、 許可相当 と決したので証明書を発行した。

議 長 事務局	期 限	平成２６年５月１６日（金）までに回答	
	次に		
	議案第１６号		
	生産緑地のあっせんについて		
	所在地	習志野市●●●丁目●●●●番●●	
	申請者	習志野市●●●丁目●番●号 ●●●●	
	面 積	●●●●㎡（約●●●●坪）	
	買取希望額	希望額	●●●●●●●●●●円
		㎡単価	●●●●●●●●円
		坪単価	約●●●●●●●●円
議 長 事務局	用途地域	第一種低層住居専用地域（建ぺい率 ５０％、容積率１００％）	
	当初の申し出事由	平成２６年第２回（２月）において、議案第４号で生産緑地に 係る農業の主たる従事者についての証明願の申請を受け審議した結果 許可相当と決したので証明書を発行した。	
	期 限	平成２６年５月１６日（金）までに回答	
		以上です	
	議 長	事務局補足説明があればお願いします。	
	事務局	生産緑地の解除についての議案となります。 土地所有者で従事者であった●●●さんと●●●●●さんが亡くなったことにより、 土地相続人の方々から農地のあっせん申し出があったものです。 最終的に都市計画課に申請するのですが、農業委員会では今まで農業に精励して従事 していたという証明（主たる従事者の証明）を出します。その証明を都市計画課に申 請すると市及び公共での買取希望のあっせんをします。今回は希望がなかったという ことで、農業者にあっせんするため農業委員会、農協に依頼をすることで今回依頼が 来しました。 ここで希望がない場合に、都市計画課に希望のない旨通知し、最終的に解除されます。 その後は農地の制限がなくなりますので、所有者の判断で売買等ができることになり ます。 今回の件につきましては４月の総会で希望者がなくなれば、希望者なしで回答する ことになりますので次回総会までに農家の方にお伝えし買取り希望の確認をお願い します。	

議 長	これより、議案第 1 5 号・ 1 6 号についての審議に入ります。 ご質問等の有る方は、挙手願います。 海老原委員いかがですか。
海老原委員	特にないです。
議 長	吉野委員どうぞ
吉野委員	生産緑地のあっせんと言うのは、相続が発生してこれを手放すという事ですかね。 この場所を、亡くなった方の奥さんとか子供さんとかが。
事務局	今回の場合は、売買して相続税の清算をするのかもしれませんが、先程事務局の説明にもありましたように、生産緑地で納税猶予を受けていない場合ですが 3 0 年間で解除になります。その他に解除となる要件としては、耕作が出来なくなるような重度の障害があるとか、本人死亡の場合というのが生産緑地の主たる従事者の証明を付けて、あっせんにより買取り申込みが出来るようになるということになっております。ここで相続税の納税猶予などが入ってくるとまた話が変わってきますが、あくまでも生産緑地の解除と、ここについては買取り希望者がいるかいらないか、皆さんには地域に持ち帰って聞いていただきたい、そして 4 月の総会でその結果をお聞きして都市計画課に報告するということになります。
吉野委員	生産緑地解除は平成何年くらいですか。
事務局	通常習志野市の生産緑地の指定は、平成 4 年 1 1 月 2 4 日です。 谷津の区画整理ですと年数が変わってきたり、●●●ですと●●●●さんの周辺とか新しいところは少しずつ変わって来ていますが、スタートしたのは平成 4 年 1 1 月 2 4 日ですので これから 3 0 年間という事に成ります。
議 長	他に、質問等が無ければ、この案件につきましては 皆様で地域に持ち帰り買取申出者がいるか確認いただき、 来月の総会で結果の報告を求めることとなりますので よろしくお願いいたします。 以上で、本日の総会案件はすべて終了いたしました。

事務局長	つぎに、報告第 5 号、6 号の 「農地転用届出書の受理通知の交付について」すでに 報告書はご覧いただいていることと思いますが 何かご質問等がございましたら挙手願います。 他に何かございませんか。 最後に一点だけよろしいでしょうか。 議案第 8 号と第 10 号ですが、第 8 号は第 9 号の開発に伴って農地の一部を買うもの ですが、買い取った結果、利便性が向上しても転用などの制限は厳しくなります。 第 10 号は農地造成により活用しやすくするために利便性を図るという内容のもの なので両方ともこれ以上簡単には転用が出来ないと思います。特別の理由がない限り、 向こう 3 年間は転用は認められないという事になります。 以上です。
議 長	質問等無いようでしたら、これをもちまして、 平成 26 年第 3 回 習志野市農業委員会総会を終了いたします。 その他事項につきましては、事務局より進行をお願いします。 本日はご苦勞様でした。